

令和7年度（第2回） 尾道市営墓園・墓地使用者募集要項 (久保墓地、ふくしまら墓地、因島墓園)

〔使用者募集する墓園・墓地及び区画の概要〕

○久 保 墓 地：尾道市防地町23番地（尾道刑務所の南西側）
51号地 [面積 3.24 m²]

○ふくしまら墓地：尾道市久保町西土臥^{にしどふす}（尾道ふくしまら内「やすらぎの家」と「星の里」の間）
31号地 [面積 5.00 m²]

○因 島 墓 園：尾道市因島重井町箕ヶ頭^{みがしら}（因島運動公園の東側）
97号地 [面積 4.00 m²]
130号地 [面積 4.00 m²]
157号地 [面積 4.00 m²]

※ 各区画とも別添の「位置図」等をご参照ください。

※ 申込み前に現地をご確認ください。

〔使用者募集申込の概要〕

1 申込者（使用者）の資格・条件

※ 下記の資格や条件をすべて満たす必要があります。

- ・尾道市に住所又は本籍のある人
許可する日までに、住所を尾道市外に移動し、かつ、本籍地が尾道市外となった場合は、
申込者（使用者）の資格がなくなります。
- ・同一世帯員が申し込もうとする墓園・墓地の他の区画や、他の尾道市営墓園・墓地（因
島墓園、久保墓地、長江墓地、ふくしまら墓地）の使用許可を受けていないこと
- ・現に焼骨を埋蔵しようとする人（将来的に墓を確保する必要がある場合を含みます）
- ・許可後3年以内に碑石、形象類その他工作物（以下、工作物等）を設置できること
許可後3年を経過して工作物等を設置しない場合は、許可を取り消す場合があります。

2 使用料（1回限り）

○久 保 墓 地 1 m²当たり 70,000 円
募集区画51号地（3.24 m²）の使用料：226,800 円

○ふくしまら墓地 1 m²当たり 70,000 円
募集区画31号地（5.00 m²）の使用料：350,000 円

○因 島 墓 園 市内住所あり 352,000 円／市内住所なし 422,000 円
募集区画 97号地（4.00 m²）の使用料：上記金額のいずれか
募集区画 130号地（4.00 m²）の使用料：上記金額のいずれか
募集区画 157号地（4.00 m²）の使用料：上記金額のいずれか

3 管理料（因島墓園のみ・継続して必要）

通常 13,200 円（年額 4,400 円の3年分）を一括して前納いただきます。ただし、

今回は使用許可月から令和10年3月分までの一括納付となります。

4 使用許可及び納付方法

○使用許可は、令和8年4月1日（水）とする予定です。

○使用料は、納付書を使用許可申請書とともにお送りしますので、市内の指定金融機関にて令和8年4月30日（木）までに納付してください。

5 申込方法等

申込期間内に必要書類等を下記受付窓口まで、ご持参または郵送にてお申し込みください。※持参と郵送以外の方法では受け付けません。

- (1) 申込期間 令和8年2月10日（火）～令和8年2月27日（金）
※持参する場合、市役所開庁日の業務時間内（平日、8時30分～17時15分）に受付窓口までお越しください。
※郵送する場合、令和8年2月27日（金）の消印有効とします。
送付先は環境政策課宛とし、封筒の表に「尾道市営墓園・墓地使用申込書在中」と記してください。
- (2) 受付窓口 環境政策課（市役所本庁舎1階）
〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号
因島総合支所市民生活課
〒722-2392 広島県尾道市因島土生町7番地4
- (3) 申込の際に必要な物 ①使用申込書（申込受付窓口にあります）
②住民票（本籍記載のもの）
※原本をお持ちください。原本の確認を行い、写しをいただいた後、お返しします。（決定した方は、使用許可申請の際にも住民票の写しを提出いただく必要があります。）
※申込受付の際に、申込資格等について確認を行います。郵送による申込の場合は、申込書が環境政策課に届きましたら、職員により電話での確認を実施します。
※同時に複数の区画を申し込むことはできません。
※同一区画に2名以上の申込みがあった場合は、抽せんにより当せん者を決定します。

6 抽せん会（未定）

抽せん会を行う場合は、申込締切後10日以内に申込者へ案内文書を発送します。

〔その他〕

○申込に関わって収集した個人情報は、市営墓園・墓地使用申込から使用許可までの必要な事務以外では使用することはありません。

○申込書を市が受理した後に、申込みを取りやめる場合は、市に辞退書をご提出ください。その際、市が受理していた申込みにかかる書類は返還いたしません。

○設置できる工作物等は原則的なものですが、制限があります。詳細が必要な場合は、環境政策課までお問い合わせください。

（例）高さ：地表から1.8m以内 幅：1.2m以内 奥行：1.2m以内 など

○抽せん会では、当せん者に加えて次点者も決定することとし、当せん者に辞退があった場合、繰り上げて新たな当せん者とします。

〔使用申込から使用許可までの手続きの流れ（予定を含む）〕

- ① **使用申込手続**
↓
令和8年2月10日（火）～令和8年2月27日（金）
※受付は市役所本庁（環境政策課）
- ② **抽せん会案内**
↓
令和8年3月9日（月）までに発送
※抽せんとならない場合、決定案内
- ③ **抽せん会の実施**
↓
未定
- ④ **使用許可申請手続**
↓
申請手続期限 令和8年3月31日（火）
※申請書類及び使用料納付書は、当せん者に郵送
- ⑤ **使用許可証発行**
↓
令和8年4月1日（水）
※許可証は発行日以降に郵送
- ⑥ **使用料納付**
↓
工作物等建立・納骨
納付期限 令和8年4月30日（木）
使用許可日から3年以内
※使用許可から3年が経過しても工作物等の設置がない場合、使用許可を取り消す可能性あり
※工作物等の設置や遺骨を埋蔵などする場合は、市へ所定の届出が必要

お問い合わせ先 環境政策課（市役所本庁舎1階）
〒722-8501
広島県尾道市久保一丁目15番1号
TEL 0848-38-9434
kankyo@city.onomichi.hiroshima.jp